

令和元年6月18日

加美町条例第21号

加美町森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

加美町長

### 加美町森林環境譲与税基金条例

#### (設置)

第1条 加美町における間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、加美町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、国から加美町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は設置の目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。